

# 施設等入所児童 自立支援資金貸付 手引き

社会福祉法人京都府社会福祉協議会  
総務企画部 福祉経営推進課

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375番地  
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内

☎：075-252-6292（平日8:30～17:00）

✉：kikaku@kyoshakyo.or.jp

# 目次

---

01	自立支援資金貸付を申請される方へ	3
02	施設等入所児童自立支援資金貸付について	4
03	申請・送金について	5
04	生活支援費（医療費）	6
05	家賃支援費・資格取得支援費	7
06	就業の考え方	8
07	生活現況報告について	9
08	申請から送金までの流れ	10
09	申請に必要な提出書類	11
10	送金に必要な提出書類	12
11	送金完了から返還免除までの流れ	13
12	返還猶予・契約解除	14
13	返還免除	15
14	返還・裁量免除	16
15	他の貸付金との併給	17



# 01

自立支援資金貸付を申請される方へ

この手引きを十分お読みになり申請ください。

## 大切なこと

- ・ 支援資金は貸付制度で、もらえるものではありません借りるものです。ただし、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額免除されます。（「14 返還免除・裁量免除」参照）
- ・ 支援資金を借りる方は、申請者ご本人のみです。

## 貸付申請時には面談が(原則)必要です

貸付を申請する場合は、退所した施設又は里親等へ相談してください。

## 退所した施設又は児童相談所の意見書が必要です

申請は、退所した施設又は里親等にて書類を取りまとめます。児童養護施設等施設長又は児童相談所長が発行する意見書も必要となりますので、退所した施設又は里親等に相談してください。

## 貸付には審査があります

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、ご了承ください。

## 申請後、貸付金が振り込まれるまで、おおよそ1月以上かかります

審査の結果、貸付が決定した方のみ、府社協と契約手続きを行った後に各種貸付金が振り込まれます。

## 02

# 施設等入所児童自立支援資金貸付について

## 目的

児童養護施設等を退所し、就職や進学する方が、安定した暮らしができるように支援するための貸付事業です。

## 対象者

貸付の対象となる者は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）の委託解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下、「進学者」という。）

※進学者：大学・高等専門学校・専修学校等に在学している方



①～⑥のいずれかに該当する方

退所した方

- ①児童養護施設
- ②児童自立支援施設
- ③児童心理治療施設
- ④児童自立生活援助事業所

委託を解除された方のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない方

- ⑤里親
- ⑥小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

生活支援費（医療費）

対象：進学者

[04生活支援費（医療費）参照]

家賃支援費

対象：進学者・就職者

[05家賃支援費・資格取得支援費 参照]

資格取得支援費

対象：進学者・就職者

[05家賃支援費・資格取得支援費 参照]



## 03

# 申請・送金について

## 申請について

児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができます。

ただし、申請はそれぞれ1回までです。

（「08申請から送金までの流れ」参照）

## 提出先

申請者は、施設等入所児童自立支援資金貸付申請書に必要書類を添付して、次のうちいずれかに申請してください。

- ・退所又は入所中の児童養護施設等
- ・保護措置等を実施した児童相談所等

※府社協会長に申請する提出書類は、「09申請に必要な書類」を参照ください。

※他に会長が貸付審査にあたって必要とする書類を貸付申請者に請求する場合があります。

※個人での申請はできません。

## 送金日

原則、送金日は毎月15日です。

15日が休日の場合は、前日の平日に送金します。

例：15日が日曜日の場合・・・13日の金曜日に送金します。



## 04

# 生活支援費（医療費）

## 生活支援費

内 容	施設等退所後の生活費の貸付
貸 付 額	月額 5万円
貸付期間	大学等に在学する期間 (ただし、大学等の正規の修学年数の範囲内期間)

## 生活支援費（医療費の実費相当額）

内 容	医療機関を定期的に受診する場合、（生活支援費）貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができます。 ※ただし、申請時点で就職している場合は対象外とします。
貸 付 額	実費相当額 ※ただし、保険適用範囲内に限る
貸付期間	大学等に在学する期間（ただし、大学等の正規の修学年数の範囲内期間）のうち2年間



## 05

# 家賃支援費・資格取得支援費

## 家賃支援費

内 容 施設等退所後の家賃相当額の貸付

### ①進学者

貸付額 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）  
※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯）が限度額です

貸付期間 大学等に在学する期間  
（ただし、大学等の正規の修学年数の範囲内期間）

### ②就職者

貸付額 1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）  
※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯）が限度額です

貸付期間 退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間

## 資格取得支援費

内 容 就職に必要な各種資格を取得するために要する経費の貸付

貸付額 上限25万円（1回限り）  
資格取得に要する費用の実費分  
（複数回の申請不可）

※資格取得支援費の送金は、資格取得後、資格（免許）証の写しをご提出されてからの貸付金送金となります。



## 06

# 就業の考え方

### 修業について

- 所定労働時間が20時間以上/1週間であること  
(1日当たりの就業時間不問)

### 就業継続について

#### ① いったん離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合

求職期間中も 継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入します。

※算入できる期間は最長1年間となります。

※1年を超えた求職期間は、就業しているものとみなして算入分を引いて裁量猶予の対象とします。

#### ② 災害・疾病、負傷等のやむを得ない事由により離職後、その事由が止んだ後に再就職が見込まれる場合

引き続き就業しているものとみなします。

※当該離職期間は就業継続期間には算入されません。

※「やむを得ない事由」は、就業継続が困難であると客観的に判断できる場合となります。

## 07 生活現況報告について

送金中・送金後に関わらず生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費の貸付の手続き案内の送付を受けた本人（以下、「借受人」という）は、貸付終了まで毎月の生活現況の報告が必要です。

報告書提出締切 毎月5日

在学先・就労先に3箇月に1回（5月・8月・11月・2月）の

現況確認を訪問又は電話で行ってください。

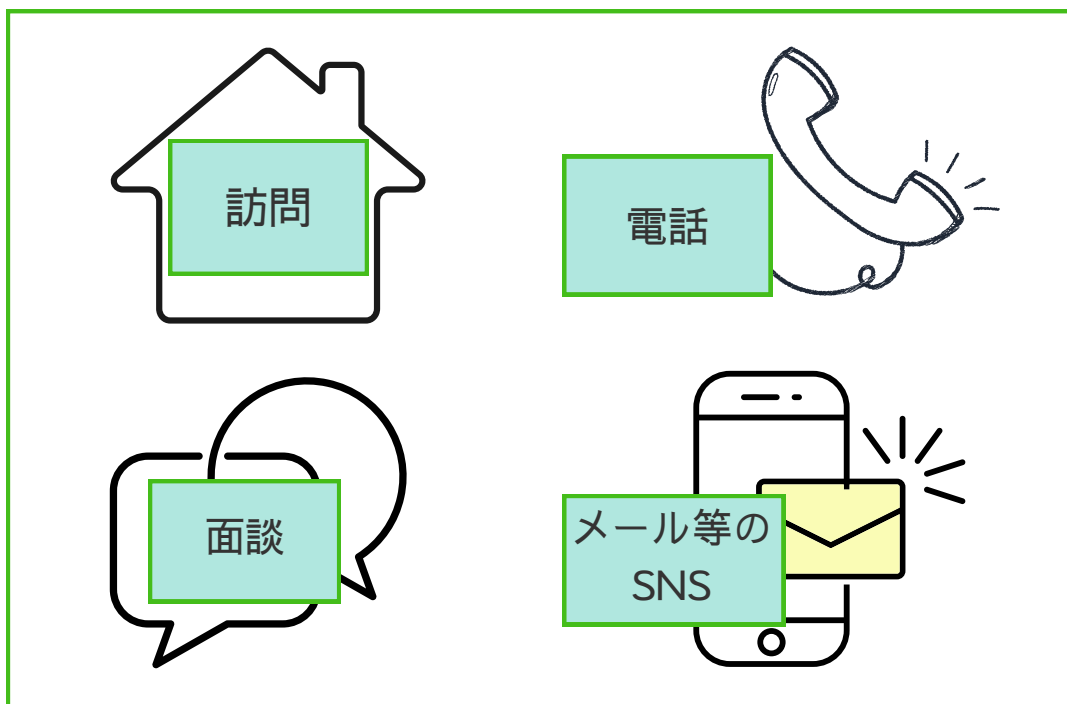
報告が遅れる場合は、お手数ですがご連絡ください

報告がない場合は送金できません。

送金完了者については、返還を求める場合があります

### 【 報告の方法 】

次のうちいずれかで児童養護施設や児童相談所等の担当者が借受人へ確認を行い、生活現況報告書にて報告してください



### 【 毎年年度末に必要 】

在学証明書又は就労証明書を提出してください

※就労証明書は週20時間以上勤務していることが分かるもの

## 08

# 申請から送金までの流れ

### 申請

措置解除後の方が対象です。

※資格取得支援費申請の場合は措置委託中も対象)

退所した施設や児童相談所等（以下、施設等）の職員へ、貸付申請書類一式を提出

※申請者のみでの申請はできません。

### 面談

申請者、施設等担当者、府社協事務局担当者の3名以上で面談を行います

### 契約

申請者に貸付手続きのご案内又は不承認通知を送付退所した施設や児童相談所等を通じて下記の書類を提出

- ・借用証書
- ・申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・振込口座申込・変更申請書

### 送金

進学者 大学等に在学する期間

（ただし、大学等の正規の修学年数の範囲内期間）

就職者 退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間

資格取得支援費については一括で送金

毎月の現況報告がない場合は、報告があるまで送金できません

### 送金完了

施設等を通じて下記の書類を提出

進学者：卒業届（卒業証書の写しなどを合わせて提出）

就職届（証明できる書類のコピーなどを合わせて提出）

資格取得支援費については資格取得後、次の書類を提出

- ・資格取得届
- ・資格取得したことを証明する書類（資格証の写しや免許証コピーなど）

送金完了後も引き続き現況報告を必ず毎月行ってください

（報告がないと、貸付金を全額返還いただく場合があります）

# 09

## 申請に必要な提出書類

申請者が作成・準備する書類

生活支援費

家賃支援費

資格取得支援費

### 共通の提出書類

- ① 貸付申請書（様式 1）
- ② 親権者等法定代理人の同意書（意見書 で代替可能）
- ③ 住民票記載事項証明書

1. 大学等在学証明書
2. 大学等入学許可書等  
（入学前に申請する方のみ）
3. 通院していることの証明となるもの  
（領収書の写し等）  
※ 医療費申請者のみ

1. 大学等在学証明書【進】
  2. 大学等入学許可書等【進】
  3. 就職・在職証明書類【就】
  4. 就職内定通知【就】
  5. 住宅の賃貸借契約書の写し
- ※ 【進】・・・進学者  
【就】・・・就職者

1. 大学等在学証明書
  2. 資格取得に要する経費の見積書等の写し等
- ※ 免除や資格を取得済みの場合は、  
資格証・免許証のコピーを提出してください

施設等が作成する書類

- ① 児童養護施設等施設長又は児童相談所長が発行する意見書

連帯保証人について

- ・ 連帯保証人は法定代理人（親権者など）となります。
- ・ 連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければなりません。
- ・ 無利子  
（※ただし、償還遅延の場合、延滞利子として年3.0%の利子が付されます。）
- ・ 連帯保証人を立てない場合は、児童養護施設等施設長又は児童相談所長の意見書により、代替可能です。

# 10

## 送金に必要な提出書類

### 貸付金の送金手続き【初回】

#### ✓ 申請者が作成・準備する書類

【 生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費共通 】

①借用証書

②印鑑登録証明書（借用証書に押印の印鑑と同じもの）

③振込口座申込・変更申請書

※口座名義は、借受人の名義のみです。

④振込口座の通帳等のコピー

※次のA・Bのうちどちらかのコピーを提出してください

A. 金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかる通帳のコピー

B. アプリ・サイトのスクリーンショットを提出してください。

### 貸付金の送金について

#### ✓ 生活支援費・家賃支援費 2 回目の送金以降は必ず「生活現況報告書」の提出が必要です！

（※提出がない場合は送金できません）

#### ✓ 資格取得支援費は、原則、資格取得後の送金となります。

決定後すぐに送金されません。

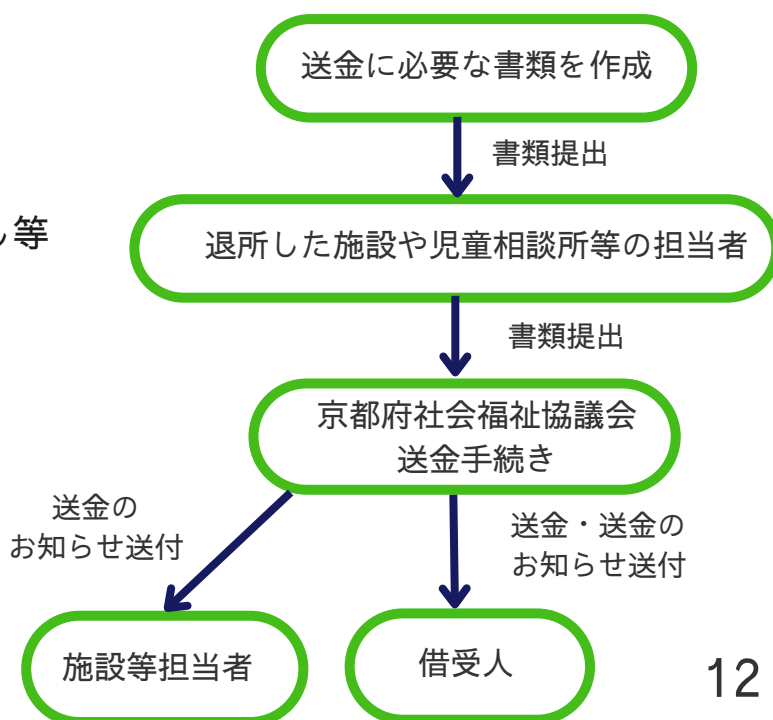
書類提出後の送金となります。

・資格取得届

・資格取得したことがわかるもの

例：資格証の写し、免許証の写し等

※資格取得前の送金については、  
府社協事務局へご相談ください。



# 11

## 送金完了から返還免除までの流れ

生活支援費

家賃支援費

資格取得支援費

前ページの提出が必要な書類を提出

就労開始

就職活動中等やむを得ない理由

・業務従事届

・返還猶予申請書  
・事由を証明する書類

退職した

卒業後1年以内に就職した

・返還猶予申請書  
・事由を証明する書類

再就職しなかった

再就職した

返還

・返還計画承認申請書

・従事先変更届

継続従事中

資格取得後2年間就労

業務開始から5年間継続従事（資格取得支援費は資格取得翌日から2年間）した  
※現況報告によっては5年以上の勤務が必要

・返還免除申請書

貸付金の全額免除

送金完了後、毎月【5日】までに生活現況報告書を提出

継続従事中

送金完了後、必要書類の提出なし

【ご注意ください】

下記内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

・住所又は氏名 ・転職



# 12

## 返還猶予・契約解除

### 返還猶予

下記①～④のいずれかに該当する場合は、申請により返還を猶予することができます。

- ① 送金完了後、週20時間以上就労しているとき
- ② 貸付契約を解除された後も、引き続き大学等に在学しているとき
- ③ 貸付を受けた資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
- ④ 災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由（出産・育児等も含む）のため休職または離職するとき

#### 返還猶予期間

①～③の事由が継続する期間

#### 提出書類

- ・ 返還猶予申請書
- ・ 証明できる書類 在学証明書、児童相談所長による証明書等

### 貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 就職先を離職したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 貸付期間中に借受人が貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑤ 資格取得の見込みがなくなったと認められるとき。

# 13 返還免除

## 生活支援費

大学等を卒業後

- 5年間引き続き週20時間以上就労したとき
- 就労期間中に、業務上の事由により死亡し又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

## 家賃支援費

就職した日から  
※措置解除後に就職した日

## 資格取得支援費

就職した日から  
※措置解除後に就職した日

- 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- 大学等へ進学後に貸付を受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間

## 提出書類

① 返還免除申請書

② 証明できる書類

就業継続した場合・・・就業期間証明書など就業期間がわかる書類

◎死亡・労災の場合

- 死亡証明書、死亡届又は死亡診断書（写し）等、死亡の事実が分かるもの
- 医師の診断書（写し）
- 労災保険の請求書（写し）－事業主の原本証明が必要



## 14 返還・裁量免除

### 返 還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を全額返還していただきます。  
(返還免除や返還猶予の場合を除く。)

- ① 施設等入所児童自立支援資金の契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ③ 提出書類の届出義務を怠ったとき。

### 返還の方法

下記の方法から選んでいただき、原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還開始となります。

- ① 一括返還 支払期限は返還の事由が発生した月の翌月末までです。
- ② 分割返還 支払期限は最長で貸付期間の2倍の期間又は5年以内です。  
※返還期限を過ぎると残りの元金に対して延滞利子が発生します。

### 裁量免除

次の要件に該当する場合は、貸付資金返還の全額又は一部免除を申請可能です。  
該当する場合は、必ず申請前に施設等へ相談してください。

- 死亡・障害により貸付を受けた貸付を返還できなくなったとき
- 長期間所在不明等により貸付を返還させることが困難であり、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- 貸付を受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付を受けた期間以上就業を継続したとき

※申請が通らない場合もあります。



## 15 他の貸付金との併給

安定した暮らしのために必要な範囲であれば、他の奨学金との併給が可能です。財源に国庫補助が含まれるものや本貸付と同様の目的を持つもの等、併給出来ない貸付もあります。なお、貸付の趣旨が異なる他の制度（例：日本学生支援機構）との併給は可能です。

### ◆併給が可能なもの

- ・日本学生支援機構貸与型奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・日本政策金融公庫の教育ローン
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・母子家庭自立支援給付金 など

### ◆併給ができないもの

- ・貸付内容が同じ貸付
- ・生活福祉資金
- ・母子父子・寡婦福祉資金
- ・離職者訓練による介護福祉士訓練
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 など

### 【ご注意ください】

#### ◆資格取得支援貸付を受ける方は必ず確認してください

他の助成金制度等を利用し、資格取得支援貸付を申請する場合は、助成金等を利用後の残額が申請可能額となります。

例：35万円の自動車教習所に通うこととなり、そのうち15万円を他制度利用した場合  
35万円（教習所代）－15万円(他制度利用)＝20万円(貸付申請可能額)